

愛護動物

あなたの近くにいる

小さな

命

守ってあげてください



愛護動物への遺棄・虐待は厳しく罰せられます。

- ・ 愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は、**5年以下の懲役**または**500万円以下**の罰金に処することとされています。
- ・ 愛護動物を遺棄・虐待を行った者は、**1年以下の懲役**または**100万円以下**の罰金に処することとされています。

※動物の愛護及び管理に関する法律より

傷

つける

捨てる

事

は

犯罪

です

大阪狭山市